

3. 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置の2年延長〔固定資産税〕①

（特例内容）

家畜排せつ物施設を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例措置（5年間、1/3控除）

合理性

- 環境規制が段階的に強化される中、当該法律に基づく国の基本方針並びに都道府県計画に沿って、家畜排せつ物の管理施設の整備を促進。
- 食料自給率向上にも寄与。
- 当該法律施行直後の応急的な対応により、当該法律の管理基準を満たしている農家等について、より持続的で環境保全効果の高い施設導入を促進することが必要。

有効性

- 当該施設の整備は、畜産農家の収益性向上には寄与せず、経済的負担（整備費用：1戸当たり1,200万円程度）を強いるもの。
- 毎年度、全都道府県で法律の施行状況を調査。法律の施行直後に応急的な対応をした農家も多く、今後の整備予定件数（約2千件/年）も多いため、本措置により経済的負担を軽減することは、施設整備の促進に有効。

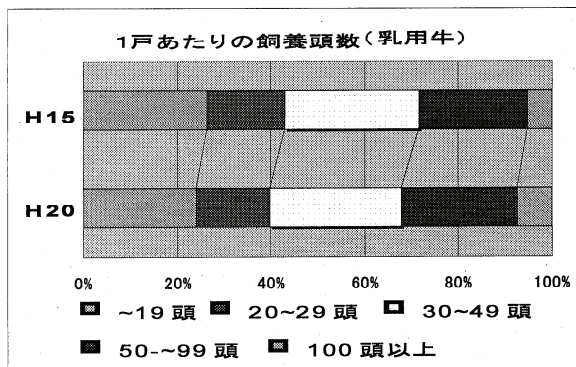
相当性

- 応急的な対応をしている畜産農家のほとんどは中小経営。当該施設は個人施設とならざるを得ない場合が多く、補助事業には馴染み難いため、税制措置が相当。

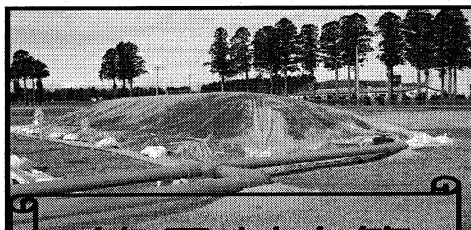
3. 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置の2年延長〔固定資産税〕②

- 大規模経営の増加により大量の排せつ物が発生する一方、環境規制が段階的に強化される中、当該法律に基づく国の基本方針並びに都道府県計画に沿って、家畜排せつ物の管理施設の整備を促進することが必要。
- 管理施設整備の促進は、収益性の向上には寄与しないにもかかわらず農家に経済的負担を強いるものであるため、当該措置等による政策的な誘導が必要。

離農の進展と、これをカバーする規模拡大

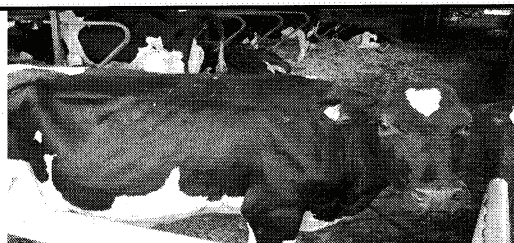


応急的な措置として
管理基準に適合



簡易対応等

管理が必要な排せつ物
発生量の増加



大規模経営の増加

〔本特例などによる〕

家畜排せつ物の管理施設の
整備を促進するため本特例措
置等により政策的な誘導

持続的で環境保全効果の
高い本格的な管理施設



一般的な施設整備額
(補助事業実績等より算出)
1,200万円程度
(乳用牛、肉用牛、豚、鶏)

政策的な誘導

4. バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の2年延長 〔固定資産税〕①

(特例内容)「農林漁業バイオ燃料法」に基づきバイオ燃料製造設備を新設した場合、当該設備に係る固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減する措置。

合理性

昨年10月「農林漁業バイオ燃料法」施行
本年 9月「バイオマス活用推進基本法」施行

- バイオ燃料の生産拡大は、国策として、まさにこれから強力な施策推進が必要(当該税制特例措置は平成20年度創設)。
- 農林水産業の新たな需要を開拓し、農林漁業の持続的かつ健全な発展及び地球温暖化の防止にも大きく貢献。

有効性

平成22年度までに300地区の「バイオマスタウン構想」の策定を目標
(平成21年9月末現在、218地区219市町村が策定・公表済み)

- バイオ燃料製造の取組は、「バイオマスタウン構想」等の大半に位置づけ。
- 取組は始まったばかりで、今後、飛躍的に拡大する見込。
- バイオ燃料の生産拡大を図るため必要な製造コストの低減には、当該税制特例措置による事業立ち上げ時の多大な経済的負担の軽減が有効。

相当性

- 税制措置は、政策効果が広範囲に及ぶため、バイオ燃料の生産拡大を全国的に推進するための政策手段として相当。また、事業の立ち上げ時の多大な経済的負担の軽減に資するものとしても相当。
- 補助金では、バイオマス変換技術の早期普及・拡大などモデル的取組を中心に推進。 7

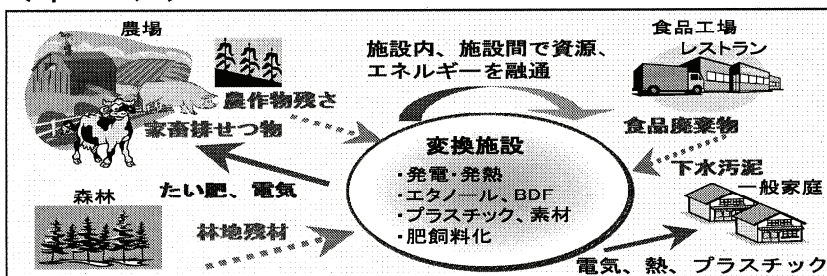
4. バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の2年延長 〔固定資産税〕②

○バイオ燃料の生産拡大は、国策として、まさにこれから強力な施策推進が必要。
○バイオマスタウン構想の大半に位置づけられるバイオ燃料製造を実現するためには、事業立ち上げ時の多大な経済的負担について軽減措置が必要。

バイオマスタウン

地域の関係者の幅広い連携の下、バイオマスを総合的に利活用する地域

<イメージ>



目標

平成22年度
300地区

これまでの実績
(21年9月末現在)

21年度: **218地区**
(219市町村)

各地域において、国産バイオ燃料生産の取組を積極的に推進

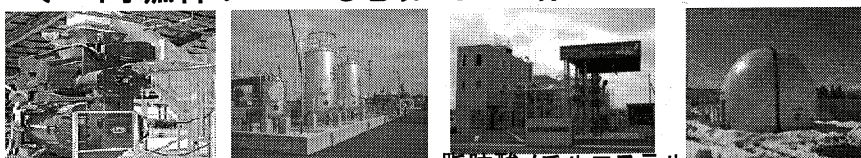
<バイオマスの種類は地域によって様々>



【農林漁業者】
バイオ燃料製造業者へ
安定的に原料を提供

安定的取引関係を構築し、「生産製造連携事業計画」を作成・申請

<バイオ燃料のニーズも地域によって様々>



木質固形燃料 バイオエタノール (バイオディーゼル燃料) バイオガス

【バイオ燃料製造業者】
コスト低減を図り、燃料の
安定供給を実現

主務大臣の認定

固定資産税を
3年間1/2に軽減

5. 中核的地方卸売市場に係る課税標準の特例措置の2年延長 〔固定資産税〕①

（特例内容）

地方卸売市場のうち、一定の要件を満たす市場が他の市場と連携して食品流通構造改善促進法に基づく卸売市場機能高度化事業を実施する場合等の卸売市場の連携や合併に必要な施設等固定資産税の課税標準の特例措置（5年間、1／3控除）

合理性

- 産地の安定的な出荷先の確保、流通コストの削減等を図る上で、地方卸売市場の連携・合併を促進し、集荷力を向上させることが重要。
- このため、地方卸売市場の開設者の連携・合併に係るコストを引き続き軽減することが必要。

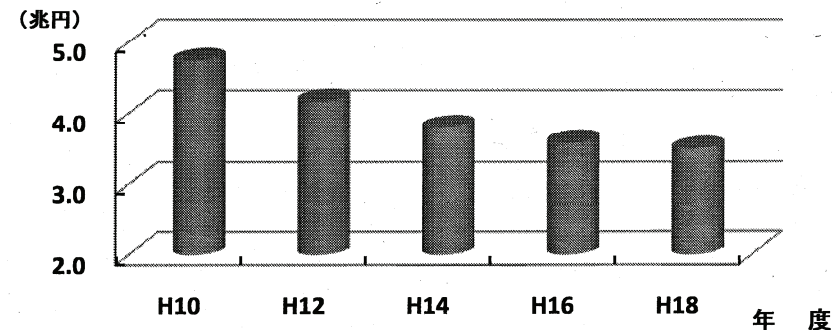
有効性

- 本措置の対象となり得る一定の規模以上の市場は193市場（平成19年4月1日現在、全地方卸売市場1,237市場の約16%）と母数が限定。
- 平成12年度以降、対象となり得る市場の約1割の15市場に適用（適用総額440百万円）。

相当性

- 民間の地方卸売市場が連携や合併を進めるための支援措置は、本税制が唯一。

○地方卸売市場の取扱高の推移



地方卸売市場における連携の取組の事例

【背景】

大型量販店の進出・拡大、産地の出荷先の選別、中小青果商・地場スーパーの衰退による県内市場の取扱数量の減少



【取組】

●共同集荷

- ロットの拡大による集荷力の強化
- 品揃えの充実による大手量販店等への販売力強化

●共同物流

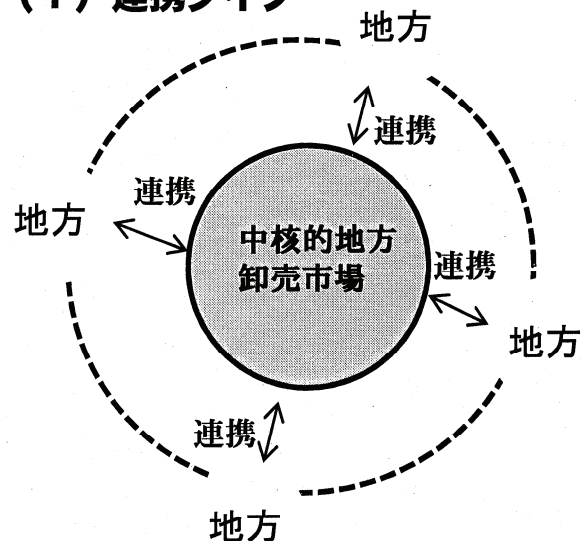
- 配送トラックの集約による物流コストの削減

5. 中核的地方卸売市場に係る課税標準の特例措置の2年延長 〔固定資産税〕②

産地の安定的な出荷先の確保、流通コストの削減を図るため、地方卸売市場の連携・合併を促進し、地域における生鮮食料品等の安定的な供給を確保することが必要。

1. 特例の対象者

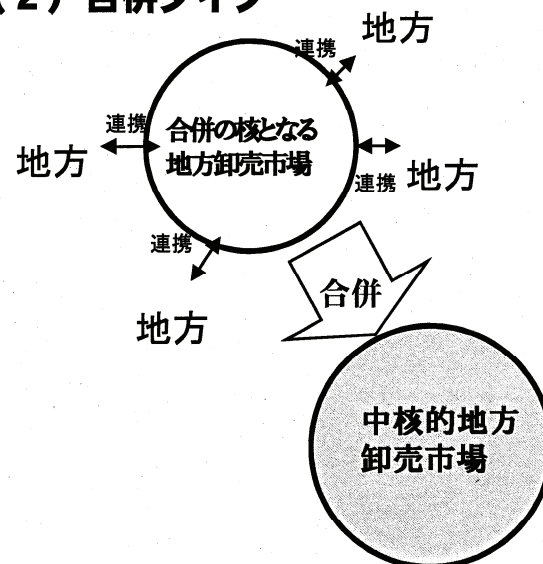
(1) 連携タイプ



中核的地方卸売市場が他の地方卸売市場と連携する場合

〔中核的地方卸売市場：取扱金額100億円以上又は卸売場面積5,000㎡以上〕

(2) 合併タイプ



合併の核となる地方卸売市場がその他の市場と合併し、中核的地方卸売市場となる場合

〔合併の核となる地方卸売市場：取扱金額50億円以上又は卸売場面積3,000㎡以上〕

2. 特例の内容

特定の家屋・償却資産に係る固定資産税の課税標準が、5年間1/3控除
(但し、連携タイプは新規に取得した特定の家屋・償却資産のみ対象)

家屋 → 卸売場、仲卸売場、保管所、積込所、倉庫
償却資産 → これらに附属する機械設備
(例えば、電気設備、給排水設備等)